発行者情報（中間・連結）

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年５月30日
【発行者の名称】	アクシスＩＴパートナーズ株式会社 （AXIS IT Partners Corp.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　坂本　哲
【本店の所在の場所】	鳥取県鳥取市扇町７番地 鳥取フコク生命駅前ビル７階
【電話番号】	0857-50-0375
【事務連絡者氏名】	取締役　中原　貴之
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　白井　恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	アクシスＩＴパートナーズ株式会社 https://www.t-axis.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表のときにおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第32期 中間連結会計期間	第30期	第31期
決算年月		自2024年９月１日 至2025年２月28日	自2022年９月１日 至2023年８月31日	自2023年９月１日 至2024年８月31日
売上高	（千円）	1,552,698	3,192,457	3,302,513
経常利益	（千円）	90,025	88,933	141,840
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益	（千円）	58,513	13,011	65,596
中間包括利益又は包括利益	（千円）	58,513	13,011	65,596
純資産額	（千円）	1,352,850	1,228,741	1,294,338
総資産額	（千円）	2,230,039	2,294,452	2,299,341
１株当たり純資産額	（円）	5,477.13	4,974.65	5,240.23
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	236.90	52.67	265.57
潜在株式調整後 １株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	60.66	53.55	56.29
自己資本利益率	（%）	4.42	1.06	5.20
株価収益率	（倍）	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△23,500	154,956	186,931
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△1,891	△63,704	△26,645
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△42,829	△166,519	△46,352
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（千円）	1,010,910	965,198	1,079,131
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（名）	168 (18)	189 (22)	178 (16)

（注）１．当社は第32期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

４．株価収益率については、第30期、第31期、第32期中間連結会計期間は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

６．「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第31期の連結財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第30期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年９月１日から2025年２月28日まで）の中間連結財務諸表については、PwC Japan有限責任

監査法人の期中レビューを受けております。

7．当社は、2024年12月20日開催の株主総会決議により、2025年１月１日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

３ 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

４ 【従業員の状況】

（１） 連結会社の状況

当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。なお、会社別の従業員数は以下の通りであります。

2025年２月28日現在

会社名	従業員数（名）
アクシスＩＴパートナーズ株式会社	149（17）
株式会社アクシスエンジニアリング	19（１）
合計	168（18）

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（２） 発行者の状況

2025年２月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
149（17）	37.2	7.8	4,581

（３） 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）経営成績の概況

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等のもとで緩やかな回復が続きましたが、世界的な金融引締め等による海外景気の下振れが依然として我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に注意が必要な状況が継続しました。

当社の属する情報・通信サービス産業については、コロナ禍で抑制されていた老朽設備の維持・更新投資を中心に企業の投資意欲は底堅く、昨今重要性が高まっているDX推進をはじめとした情報化投資の拡大傾向も継続しました。

一方で、世界的な物価上昇に伴う個人消費の減少やロシア・ウクライナ問題の長期化に伴う地政学リスク等、先行き不透明感もあり、市場の成長に減速もみられました。

このような環境下において、更なる挑戦によって事業成長を加速し、大きな飛躍を目指して取り組んで参りました。

＜DX事業＞

売上高は1,524,968千円となりました。

そのうち、システム開発及び保守運用、その他付帯サービスにおきましては、企業の課題解決・DX推進の支援と、受注体制の整備に向けた、開発・保守パートナー企業の活用拡充をすることで、鹿島建設グループ及び既存顧客への取り組み推進を可能とし、案件を安定的に受注する等順調に推移いたしました。

BPOサービスにおきましては、顧客の業務DX推進への当社の対応要員の増加やチーム体制を整え、運用基盤強化を進めたことで、顧客のITツール・サービスの運用サポート業務の拡大や、顧客の業務拡大に伴うソフトウェア（パッケージ）・アプリケーションの維持メンテナンス/保守サポート業務の拡大が可能となり、受付業務（コンタクト）をベースとした業務サポートも継続的に取り組むことで、堅調な業績推移を達成することができました。

エンジニアリングサービスにおきましては、ネットワークインフラ工事関連で、既存請負体系による案件受注に加え、鹿島建設案件の獲得や、スマートホテル（※）化が進行する潮流を捉えた大型ホテル案件の獲得等により、堅調な実績の積み上げができました。※（スマートホテル（ICTやAI、IoT等の先端情報技術を活用してホテルの機能やサービスの効率化・高度化をはかった、新しいタイプのホテルのこと））

＜その他事業＞

売上高は27,729千円となりました。

Bird事業のサービス展開につきましては、新規登録会員者数や加盟店の増加のほか、予てより取り組んでいる本サービスの自治体向け展開において、委託案件や実証実験に関連する案件の受注により、大幅に伸長いたしました。

これらの結果、売上高は1,552,698千円となり、営業利益84,211千円、経常利益90,025千円、親会社株主に帰属する中間純利益は58,513千円となりました。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。また、当社グループの報告セグメントは単一のため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は1,010,910千円となり前連結会計年度末と比べ68,220千円の減少となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は23,500千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益90,025千円、減価償却費21,384千円、退職給付に係る負債の増加3,361千円等により資金が増加した一方で、賞与引当金の減少26,222千円、その他の債権の増加23,168千円、棚卸資産の増加20,432千円、仕入債務の減少7,666千円、その他の債務の減少34,548千円、未払消費税等の減少18,905千円、法人税等の支払額10,096千円等により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は1,891千円となりました。主な増加要因は、貸付金の回収による収入1,100千円等、主な減少要因は有形固定資産の取得による支出4,088千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は42,829千円となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出42,060千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1） 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、記載を省略しています。

（2） 受注実績

当社グループの事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しています。

（3） 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は次の通りであります。なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業区分	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）	前年同期比（%）
DX事業	1,524,968	－
その他事業	27,729	－
合計	1,552,698	－

（注）１．当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比は記載しておりません。
２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）	
	販売高（千円）	割合（%）
鹿島建設株式会社	413,450	26.6
株式会社カジマアイシーティ	183,017	11.8

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年３月21日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り１カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する１カ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、当発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」 という。）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における 産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）に は、２年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には 事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書面に基づき行うものとする。

ａ 次の（a）から（ｃ）に定める書面

（a） 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)　産競法第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c)　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

ａ 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

ｃ 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った 場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ 次の（a）または（b）に定める場合に従い、当該（a）または（b）に定める事項に該当すること。

(a)　当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)　当社が前号ｃに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

ｂ 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

(a)　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)　前ａの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由または同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態にな

った場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を 停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合に は当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

ａ 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の（a）または（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ 当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による 承認を要しない場合には、取締役会の決議についての 書面による報告を受けた日

ｃ 当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ他の者への事業の譲渡、ⅵ非上場会社との業務上の提携、ⅶ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併またはⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次のａまたはｂに該当する場合

ａ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が 認めた場合をいう。

ａ 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。

ｃ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要 な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。

ｄ TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。

ｅ TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において１個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。

ｆ 議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議または決定。

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。

⑳ その他
前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

５ 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（１） 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表を作成するに当って、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

（２） 財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は2,230,039千円となり、前連結会計年度末に比べ69,301千円減少しました。主な要因は、現金及び預金の減少69,720千円、売掛金の減少60,615千円、契約資産の増加53,119千円、仕掛品の増加11,481千円等であります

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は877,188千円となり、前連結会計年度末に比べ127,813千円減少しました。主な要因は、未払金の減少23,672千円、未払消費税等の減少18,905千円、賞与引当金の減少26,222千円、長期借入金の減少40,374千円等であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は1,352,850千円となり、前連結会計年度末に比べ58,512千円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。なお、自己資本比率は60.7％となりました

（３） 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）経営成績の概況」に記載の通りであります。

（４） キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

（１） 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２） 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１） 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2025年２月28日）	公表日現在発行数（株）（2025年５月30日）	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,000	13,000	247,000	247,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	260,000	13,000	247,000	247,000	―	―

（注）１．2024年12月20日開催の臨時株主総会により、2025年１月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は247,000株増加し、260,000株となっております。

２．2024年12月20日開催の臨時株主総会決議により、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２） 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３） 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４） 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５） 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年１月１日（注）１	234,650	247,000	－	410,593	－	370,593

（注）１．株式分割（１:20）によるものであります。

（６）　【大株主の状況】

2025年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
SPC株式会社（注）１	鳥取県鳥取市西町５丁目105番地	100,000	40.4
坂本　哲	鳥取県鳥取市	48,800	19.7
鹿島建設株式会社	東京都港区赤坂１丁目３番１号	26,000	10.5
株式会社MiYa（注）２	東京都大田区中馬込１丁目８番７号	23,000	9.3
宮本　徹	東京都大田区	15,000	6.0
山下　香世	鳥取県鳥取市	9,600	3.8
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10番地	9,000	3.6
株式会社翠山（注）３	鳥取県鳥取市興南町126番地２	4,000	1.6
横田　隆	神奈川県横浜市港南区	3,800	1.5
株式会社鳥取銀行	鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地	2,000	0.8
計	－	241,200	97.2

（注）１．SPC株式会社は、当社の代表取締役である坂本哲氏の資産管理会社であります。
２．株式会社MiYaは、当社の専務取締役である宮本徹氏の資産管理会社であります。
３．株式会社翠山は、当社の取締役である山下香世氏の資産管理会社であります。

（７） 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年２月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 247,000	2,470	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	247,000	―	―
総株主の議決権	―	2,470	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

当社株式は、2025年４月18日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

３ 【役員の状況】

2025年３月21日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第１種中間連結財務諸表であります。

（２）当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、当社は前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第128条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年９月１日から2025年２月28日まで）の中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

（１）　【中間連結財務諸表】

①　【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当中間連結会計期間 （2025年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,116,857	1,047,136
売掛金	398,146	337,530
契約資産	48,590	101,709
商品及び製品	1,303	10,249
仕掛品	11,929	23,410
原材料及び貯蔵品	309	315
前払費用	56,771	45,624
その他	480	34,649
流動資産合計	1,634,388	1,600,626
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※１　450,032	※１　451,658
減価償却累計額	△115,439	△126,743
建物及び構築物（純額）	334,593	324,914
機械装置及び運搬具	1,772	1,772
減価償却累計額	△1,655	△1,632
機械装置及び運搬具（純額）	116	140
工具、器具及び備品	151,822	153,432
減価償却累計額	△119,569	△125,445
工具、器具及び備品（純額）	32,252	27,987
土地	※１　13,858	※１　13,858
リース資産	6,996	6,996
減価償却累計額	△5,596	△6,296
リース資産（純額）	1,399	699
有形固定資産合計	382,221	367,601
無形固定資産		
ソフトウェア	46,818	43,530
その他	12,650	12,650
無形固定資産合計	59,468	56,180
投資その他の資産		
投資有価証券	40,900	40,900
長期貸付金	4,000	3,000
繰延税金資産	75,725	60,906
敷金	100,308	97,495
その他	6,329	6,329
貸倒引当金	△4,000	△3,000
投資その他の資産合計	223,263	205,631
固定資産合計	664,953	629,413
資産合計	2,299,341	2,230,039

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当中間連結会計期間 （2025年２月28日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	153,445	145,778
短期借入金	※２ 100,000	※２ 100,000
１年内返済予定の長期借入金	※１ 82,434	※１ 80,748
リース債務	1,539	769
未払金	86,972	63,299
未払法人税等	24,516	24,160
未払消費税等	40,994	22,089
契約負債	16,145	9,689
賞与引当金	45,175	18,953
その他	23,107	18,768
流動負債合計	574,330	484,257
固定負債		
長期借入金	※１ 345,330	※１ 304,956
退職給付に係る負債	57,644	61,005
資産除去債務	23,581	23,644
その他	4,117	3,325
固定負債合計	430,672	392,931
負債合計	1,005,002	877,188
純資産の部		
株主資本		
資本金	410,593	410,593
資本剰余金	370,593	370,593
利益剰余金	513,151	571,664
株主資本合計	1,294,337	1,352,850
新株予約権	1	－
純資産合計	1,294,338	1,352,850
負債純資産合計	2,299,341	2,230,039

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
売上高	※１　1,552,698
売上原価	1,044,466
売上総利益	508,231
販売費及び一般管理費	※２　424,020
営業利益	84,211
営業外収益	
受取利息	109
受取家賃	2,444
補助金収入	1,066
雇用助成金・奨励金	1,301
スクラップ売却益	935
施設利用料収入	225
雑収入	528
貸倒引当金戻入額	1,000
営業外収益合計	7,611
営業外費用	
支払利息	1,794
雑損失	2
営業外費用合計	1,796
経常利益	90,025
税金等調整前中間純利益	90,025
法人税、住民税及び事業税	16,693
法人税等調整額	14,818
法人税等合計	31,512
中間純利益	58,513
親会社株主に帰属する中間純利益	58,513

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
中間純利益	58,513
中間包括利益	58,513
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	58,513

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	90,025
減価償却費	21,384
敷金償却	2,690
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	△26,222
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	3,361
補助金収入	△1,066
雇用助成金・奨励金	△1,301
受取利息及び受取配当金	△109
支払利息	1,794
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	970
その他の債権の増減額（△は増加）	△23,168
棚卸資産の増減額（△は増加）	△20,432
仕入債務の増減額（△は減少）	△7,666
その他の債務の増減額（△は減少）	△34,548
未払消費税等の増減額（△は減少）	△18,905
その他	62
小計	△14,132
補助金収入	1,066
雇用助成金・奨励金の受取額	1,301
利息及び配当金の受取額	129
利息の支払額	△1,768
法人税等の支払額	△10,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	△23,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△4,500
定期預金の払戻による収入	6,000
有形固定資産の取得による支出	△4,088
無形固定資産の取得による支出	△526
貸付金の回収による収入	1,100
敷金の回収による収入	123
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,891
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△42,060
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△769
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,829
現金及び現金同等物に係る換算差額	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△68,220
現金及び現金同等物の期首残高	1,079,131
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　1,010,910

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次の通りであります。

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当中間連結会計期間 （2025年２月28日）
建物及び構築物	149,305千円	145,817千円
土地	3,344	3,344
計	152,650	149,162

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当中間連結会計期間 （2025年２月28日）
１年内返済予定の長期借入金	43,572千円	43,572千円
長期借入金	210,237	188,451
計	253,809	232,023

※２　当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は、次の通りであります。

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当中間連結会計期間 （2025年２月28日）
当座貸越極度額	620,000千円	620,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	520,000	520,000

３　偶発債務

当社は、株式会社青島文化教材社（以下、「原告」といいます。）より、2021年10月22日付で静岡地方裁判所において訴訟を提起されました。

（１）訴訟の内容及び提起に至った経緯

当社が2015年１月22日に納品した生産管理システムとドキュメント管理システム等に関して、①提案依頼書（RFP）等の成果物の交付がないことを理由として契約の解除を主張し、原状回復義務の履行としての請求、②2015年７月15日付で発注したシステムが完成していないと主張し、当社の債務不履行として損害賠償を請求する調停の申し立てがなされました。2021年10月11日に調停不成立となったため、2021年10月22日訴訟提起に至ったものであります。

当社としては、今回の原告の請求は根拠のないものと考えており、静岡地方裁判所において訴訟が訴係争中であります。なお、現時点において同訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、当該偶発債務に係る引当金は計上しておりません。

（２）訴訟の目的の価額

25,326千円（うち①3,780千円、②21,546千円）、及び遅延損害金

（中間連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結財務諸表【注記事項】（セグメント情報等）」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
役員報酬	57,519千円
給料手当	77,338
退職給付費用	824
地代家賃	49,691
賞与引当金繰入額	2,225

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
現金及び預金	1,047,136千円
預入期間が３カ月を超える定期預金	△36,225
現金及び現金同等物	1,010,910

（株主資本等関係）

当中間連結会計期間（自　2024年９月１日　至　2025年２月28日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは単一であり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは単一であり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	システム開発関連（企業・自治体）	システム開発関連（建設）	その他	合計
外部顧客への売上高	1,243,502	1,807,731	251,278	3,302,513

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	売上高
鹿島建設株式会社	818,776
株式会社カジマアイシーティ	363,255

（注）当社グループの報告セグメントは単一であるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2024年９月１日　至　2025年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	システム開発関連（企業・自治体）	システム開発関連（建設）	その他	合計
外部顧客への売上高	641,836	823,526	87,335	1,552,698

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	売上高
鹿島建設株式会社	413,450
株式会社カジマアイシーティ	183,017

（注）当社グループの報告セグメントは単一であるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
１株当たり中間純利益	236.90円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2024年12月20日開催の株主総会決議により、2025年１月１日付けで普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度（2023年９月１日～2024年８月31日）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間純利益を算定しております。

３．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間連結会計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年２月28日）
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	58,513
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	58,513
普通株式の期中平均株式数（株）	247,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）　【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 5 月 26 日

アクシスＩＴパートナーズ株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　有岡　照晃

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山下　大輔

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクシスＩＴパートナーズ株式会社の 2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024 年 9 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシスＩＴパートナーズ株式会社及び連結子会社の 2025 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書に

おいて中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。

監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。